

岐阜市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

制定 令和 6年 9月19日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請（以下「申請」という。）には、次に掲げる書類（第9号に掲げる書類にあっては、該当がある場合に限る。）を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（第7条の規定により既に提出したものを除く。）
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 申請をする日の属する年度以前3年度分の別表に掲げる書類のうち3つの書類
- (8) 法第24条（第3号を除く。第7条において同じ。）に規定する支援法人の業務に関する計画書
- (9) 国税及び岐阜市税の納付に係る証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類として市長が必要と認めるもの

3 前項第9号の規定にかかわらず、市長は、申請者が岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録された者であるときは、これらの規定に掲げる書類の添付を省略させることができる。

(支援法人の指定)

第3条 市長は、申請があつた場合において、当該申請の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、その申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする法人であること。
- (2) 申請者の責めに帰すべき理由により、本市若しくは他の地方公共団体から支援法人の指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと。
- (3) 申請者並びに申請者の役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権

限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)が次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。ウにおいて同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の内容が支援法人の業務として適切なものであること。

(6) 申請者が必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 申請者が業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(8) 岐阜市内に本店、支店その他の営業所又は事務所を有すること。

(9) 国税の滞納がないこと。

(10) 岐阜市税の滞納がないこと。

(11) 不正の行為、法令に違反する事実又は公益に反する事実がないこと。

2 市長は、申請者を支援法人として指定したときにあつては空家等管理活用支援法人指定通知書（様式第2号）により、指定しないときにあつては空家等管理活用支援法人指定申請拒否決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（指定の有効期間）

第4条 法第23条第1項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年とする。

（名称等の変更）

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、業務変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

3 前2項の規定による届出には、第2条第2項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添付するものとする。

（業務の廃止）

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第6号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業

所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を告示するものとする。

（業務の実施報告等）

第7条 支援法人は、法第24条各号に掲げる業務の実施状況について、年度ごとに、当該年度の翌年度の4月末日までに業務実施状況報告書（様式第7号）、当該事業年度の収支決算書、貸借対照表及び当該事業年度の翌年度の事業計画書を市長に提出するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による報告の内容について説明又は追加資料の提出を求めることができる。

（改善命令）

第8条 法第25条第2項の規定による業務の運営の改善に関する命令（以下「改善命令」という。）は、改善命令書（様式第8号）により行うものとする。

（指定の取消し）

第9条 市長は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

(1) 改善命令に違反した場合

(2) 第3条第1項第1号、第3号から第11号までに掲げる要件に該当しないこととなった場合

(3) 不正な手段により指定を受けた場合

2 前項の規定による指定の取消しは、指定取消通知書（様式第9号）により行うものとする。

3 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び指定を取り消した年月日を告示するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第10条 第2条第1項の規定による申請、第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項の規定による届出並びに第7条第1項の規定による報告については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 委託契約書その他の空家等の所有者等からの管理又は活用の委託の実績がわかる書類(2) 提案書、空家等の活用のために行った改修後の写真その他の空家等の管理又は活用の実績がわかる書類(3) 情報誌、広告その他の空家等の管理又は活用に関する啓発並びに情報発信を行ったことがわかる書類(4) 周知の文書、広告、写真、新聞その他の市民を対象とした空家等の管理又は活用の実績がわかる書類(5) 委託契約書、補助金の交付に係る決定通知書その他の空家等の管理又は活用に係る地方公共団体からの委託、補助金等の実績がわかる書類(6) 提案書又は写真その他の空家等対策に係る地方公共団体、NPO、学校、自治会、公益法人、企業等と連携及び協働をした活動の実績がわかる書類(7) 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用に資する取組のわかる書類 |
|---|

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（申請者）

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

空家等管理活用支援法人指定申請書（新規・継続）

空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（既に提出したものを除く。）
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 申請をする日の属する年度以前3年度分の別表に掲げる書類のうち3つの書類
- 8 法第24条（第3号を除く。）に規定する支援法人の業務に関する計画書
- 9 国税及び岐阜市税の納付に係る証明書（岐阜市税については、該当がない場合は、不要）
- 10 その他支援法人の業務に関し参考となる書類

【誓約事項】

☐ 申請にあたり、次に掲げる事項について誓約します。
1 申請者の責めに帰すべき理由により、他の地方公共団体から支援法人の指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと。
2 申請者並びに申請者の役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）が岐阜市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項第3号ア、イ、ウ及びエに該当する者でないこと。
3 役員のうち要綱第3条第1項第4号ア及びイに該当する者がいないこと。
4 不正の行為、法令に違反する事実又は公益に反する事実がないこと。

様式第2号（第3条関係）

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長



空家等管理活用支援法人指定通知書

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第1項の規定により空家等管理活用支援法人として指定します。

記

- 1 法人の名称又は商号：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 指定の期間：
- 6 指定に当たっての要件その他の事項

【担当】

岐阜市 部 課 担当者氏名：
連絡先

様式第3号（第3条関係）

岐阜市指令 第 号
年 月 日

様

岐阜市長



空家等管理活用支援法人指定申請拒否決定通知書

年 月 日付けの申請については、申請内容を審査した結果、空家等管理活用支援法人として指定しないこととしたので通知します。

記

- 1 法人の名称又は商号：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 決定の理由

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

【担当】

岐阜市 部 課 担当者氏名：
連絡先

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（届出者）

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

名称等変更届出書

空家等対策の推進に関する特別措置法第23条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

変更予定日	年 月 日	
変更する事項	☐ 法人の名称又は商号 ☐ 法人の住所 ☐ 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※ 該当する□にレ印を記入してください。

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（届出者）

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

業務変更届出書

岐阜市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

変更予定日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（届出者）

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

業務廃止届出書

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、岐阜市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第6条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（報告者）

空家等管理活用支援法人の名称又は商号

代表者氏名

業務実施状況報告書

岐阜市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第7条第1項の規定により次のとおり報告します。

実施年度	年度
実施状況	

※ 記載しきれない場合は、任意の別紙に記載の上、添付してください。

※ 実施状況を確認することができる資料がある場合は、添付してください。

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長



改 善 命 令 書

貴法人が空家対策として実施している業務について、 年 月 日付け岐阜市 第 号により、その運営を改善するよう指導しましたが、現在に至っても改善措置がなされていません。

つきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第25条第2項の規定により下記のとおり改善措置をとることを命じます。

記

1 対象となる業務

2 命令の内容

3 命令の理由

4 改善措置の期限 年 月 日

5 その他

- (1) 改善措置を実施した場合は、遅滞なく下記担当まで報告してください。
- (2) 上記期限までに改善措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第25条第3項の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消すことがあります。

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

【担当】

岐阜市 部 課 担当者氏名：
連絡先

様式第9号（第9条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長



指定取消通知書

次のとおり空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

取消年月日	年 月 日
取消しの理由	【根拠規定】 岐阜市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第9条 ☐ 第1項第1号及び空家等対策の推進に関する特別措置法第25条第3項 ☐ 第1項第2号 ☐ 第1項第3号 【理由】

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

【担当】

岐阜市 部 課 担当者氏名：
連絡先